

## 竹富町ブロードバンド加入促進補助金交付要綱

令和5年4月28日

告示第18号

改正 令和5年8月1日告示第49-1号

改正 令和6年4月1日告示第10-1号

改正 令和7年4月1日告示第49-1号

### (目的)

第1条 この要綱は、竹富町の暮らしと経済を支えるデジタル化を推進する観点から、行政手続等の電子化、遠隔通信授業、テレワークの推進等のために安定した光インターネット回線網の一層の普及促進を目的として、光インターネット回線（以下「光回線」という。）、及び衛星インターネットアクセス（以下「衛星通信」という。）の回線接続者に対して予算の範囲内において竹富町ブロードバンド加入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 個人 町内に住所を有する法人以外の者をいう。
- 二 法人 町内に事業所を有して事業を行っている法人をいう。
- 三 個人事業主 町内に事業所を有して事業を行っている個人をいう。
- 四 公民館等 町内各地区公民館等をいう。
- 五 通信回線敷設事業主 光回線の接続工事を行うことができる事業主をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、申請時点で竹富町に住民票がある個人、法人、個人事業主及び公民館等で、町内にある事業所又は住宅等の光回線接続工事（以下「工事」という。）、又は衛星通信用機材の設置を行った者とする。ただし、工事費用を複数の者で共同して支払った場合は、代表者のみを対象者とする。

2 対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者から除くものとする。

- 一 公の秩序又は風俗を害するおそれがあるなど、町が交付を行うことが適当でないと認められる者
- 二 竹富町暴力団排除条例（平成23年竹富町条例第11号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団員に該当する団体
- 三 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者及びそれらと社会的に非難されるべき関係を有している者
- 四 町税等の滞納がある者
- 五 その他、町長が適当でないと判断する者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる費用とする。

- 一 対象者が令和5年4月1日以降に完了した工事費用及び移転費用
- 二 対象者が令和5年7月18日以降に設置した衛星通信用機材購入費用
- 三 対象者が竹富町鳩間島、西表船浮地区内にて令和5年4月1日以降に完了した工事費用及び移転費用

(補助金額)

第5条 補助金額は、申請1件ごとに30,000円を上限とする。ただし、補助対象経費が上限額に満たない場合は、費用総額を補助金額とする。

一 前条第1項第三号については、申請1件ごとに75,000円を上限とする。ただし、補助対象経費が上限額に満たない場合は、費用総額を補助金額とする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者は、竹富町ブロードバンド加入促進補助金交付申請書(様式第1号)及び次の各号に掲げる書類を添えて工事後又は契約開始後速やかに町長に提出しなければならない。また様式第1号及び添付書類は電子申請フォームでの提出も認めるものとする。

- 一 工事内容、工事完了日及び契約内容が確認できる申込書等の写し
- 二 補助対象経費の支払額を確認できる書類の写し(請求書、領収書等)
- 三 振込先口座の確認書類

2 正当な理由により前項に掲げる書類を提出できない場合は、竹富町ブロードバンド加入促進補助金交付申請に係る申立書(様式第2号)及びその他町長が必要と認める書類を提出するものとする。

(申請期間)

第7条 申請期間は、令和8年4月1日から令和9年3月15日までとする。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(交付の決定等)

第8条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定事項を申請者に対して竹富町ブロードバンド加入促進補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(工事及び衛星通信用機器購入完了確認)

第9条 町長は、本事業を適正に執行するため、申請された工事の光回線敷設及び衛星通信用機器購入状況等の内容について完了確認を行うことができる。

(補助金交付の取消)

第10条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 二 申請の内容その他本要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金を交付しているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(保存期間)

第12条 本事業に係る申請書等は、3年間保存するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。

この交付要綱の一部改正は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

この交付要綱の一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この交付要綱の一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。